# Nuclear Weapon & Nuclear Test 核兵器・核実験モニター

**339**09/11/1

毎月2回1日、15日発行 1996年4月23日 第三種郵便物認可

### 軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

#### 発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替□座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行□座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 「核の傘」を たたもう

# 日韓、NATOなど国会議員 拡大抑止は時代遅れと 共同論文

米国における「核態勢の見直し」(NPR)の結果が今後の世界の核軍縮動向に甚大な影響を与えることから、NPRに好影響を及ぼそうとするさまざまなNGOの努力が進行している。核兵器依存国の国会議員10名が、「核の傘」をたたもう、という論文を発表したのも、そのような試みの一つである。10月12日、ニューヨークで開催された「核軍縮・不拡散議員連盟」総会において、論文は発表された。

#### PNND総会

10月11日~12日、ニューヨークにおいて、「核兵器廃絶を進める議員の役割」と題して核軍縮・不拡散議員連盟 (PNND)の年次総会と評議委員会が開催された。ベルギー、ボリビア、ブラジル、カナダ、コスタリカ、チェコ共和国、フランス、ドイツ、インド、日本、マレーシア、ニュージーランド、ルーマニア、スコットランド、韓国、スウェーデン、イギリス、米国の国会議員が参加するとともに、国連、政府、NGOから関係者が参加した。日本からは犬塚直史参議院議員がPNND日本<sup>1</sup>の評議員として参加した。総会では主として核軍縮を巡る国際情勢に関する議論が行われ、評議委員会では実務的な決定が行われた。会議の問題意識を知るために、総会におけるセッションのテーマと主な発言者名を掲げておこう。

- ・好機の出現を活用する(デニス・クシニチ米下院議員、アンダ・フィリップ列国議会同盟国連代表など)
- ・核兵器国を関与させる――初期的措置(ジャック・ムラー仏上院議員、ヘンリック・サランダー中堅国家構想議長など)
- ・核兵器国を関与させる――核の傘をたたむ(ダグラス・ロウチ加名誉上院議員、マルコム・サビッジ英超党派グローバル安全保障グループ・コーディネーターなど)
- ・地域におけるイニシャチブ(イ・ミギョン韓国民主党幹事長、犬塚直史参議院議員など)
- ・国内・地域イニシャチブ(マリアン・ストリートNZ議員、 ウタ・ザプフ独議会軍縮・軍備管理小委員会議長など)

・勢いをつける(セルジオ・ドゥアルテ国連軍縮高等代表、ホルゲ・ウルビナ・コスタリカ国連代表など)

また、総会とは別に、「国連事務総長の5項目提案を支持する」と題する公開パネルが12日に開催された。事務総長が昨年の10月24日に提案した「核兵器のない世界」実現のための5項目の提案<sup>2</sup>は「核兵器禁止条約」に言及するものであったが、PNNDヨーロッパ議会支部はすでに「核兵器禁止条約」を支持する議員声明を起草し、それへの賛同署名が拡大していた<sup>3</sup>。公開パネルはそれを踏まえて行われ、同じ日に国連事務総長に面会して声明を手渡した。

#### 拡大抑止は無用:5つの理由

PNND総会は、核兵器禁止条約と並んで拡大抑止の問題を議論の主要な柱に据えた。中でも、会議において米国の「核の傘」と関係した10か国の現・元国会議員の共同執筆になる論文が配布されたことに注目したい(全訳:2~3ページ資料)。10か国とはNATO加盟の6か国と日本、韓国、オーストラ

#### 今号の内容

10か国の国会議員が「拡大抑止」を批判 <資料>共同論文一核の傘をたたむとき(全訳)

核軍縮「日本決議」に新味なし <資料>日本決議/新アジェンダ決議(全訳)

非核三原則厳格化へ対米交渉を

共同 論文

#### 「核兵器のない世界」へのビジョンを実行する

一核の傘をたたむとき

#### 2009年10月12日

リン・アリソン(オーストラリア、前上院議員、民主党代表)マリアン・ホッブス(ニュージーランド、前軍縮・軍備管理大臣) 犬塚直史(日本、長崎選出参議院議員) イ・ミギョン(韓国、民主党幹事長) モーンス・リッケトフト(デンマーク、前外務大臣) ディルク・バン・デル・メーレン(ベルギー、連邦議会副議長) アレクサ・マクドナフ(カナダ、前新民主党代表) フェデリカ・モゲリーニ(イタリア、議会防衛委員長) ホルゲル・K・ニールセン(デンマーク、前社会人民党代表) ウタ・ザプフ(ドイツ、議会軍縮・軍備管理小委員長) (声明者は、米国と同盟を結んでいて、拡大核抑止を受け入れているか、以前に受け入れていた国々からの議員、元議員である。)

昨年の国連の日(10月24日)に、潘基文 国連事務総長は素晴らしい核軍縮のため の5項目提案を発表した。提案は、合衆国 (ジョージ・シュルツ、ヘンリー・キッシン ジャー、サム・ナン、ウィリアム・ペリーな ど)とその他の核兵器国(元ソ連指導者 ハイル・ゴルバチョフ、元英国外務大臣マー ガレット・ベケット、マルコルム・リフキン ド卿、元英国軍将軍ヒュー・ビーチ卿、デイ ビッド・ラムズボッサム卿など)のハイレベ ルの前政策立案者たちによって提唱されて いる「核兵器のない世界」という刷新された ビジョンを実行するための実際的なアプ ローチの要点を示した。

その時以来、このビジョンはオバマ米大統領、メドベージェフ露大統領、ブラウン英首相、サルコジ仏大統領によっても支持されてきた。米国とロシアは検証可能な核兵器備蓄の削減交渉を再開した。オバマ大統領は、米国に核実験禁止条約を批准させる誓約を公表した。それは核実験に反対するグローバルな規範を強化し条約の発効を助

ける行動である。国連常設の軍縮会議は、12 年の中断の後に、他の軍縮テーマの審議と ともに、核爆弾製造用の物質を禁止する条 約の交渉開始に合意した。そして、国連安全 保障理事会は最近、核兵器のない安全な世 界の構築に関する前進を確かなものにする ための特別会合を開催した。

これらの初期段階の成功は、そう遠くない将来において、核兵器をグローバルに禁止する条約、または諸合意パッケージについての交渉のための道を拓き、核兵器の完全廃棄に導くことになるだろう。核廃絶へのこの道は、国連事務総長によって概要が示されたが、事務総長が検討材料としてすべての国連加盟国に配布したモデル核兵器禁止条約(核軍縮条約)により詳しく説明されている。

しかし、ある大きな障害物がこのプロセスを脱線させようとしている。それは、数多くの米国の同盟国がその安全保障のために拡大核抑止――いわゆる「核の傘」――に依

存し続けていることである。

例えば、NATOはその安全保障ドクトリンの中で拡大核抑止に重要な役割を与え続けている。現在のNATO戦略概念は、「核兵器は予想できず受け入れがたい同盟への攻撃のリスクに対応するユニークな貢献をしている。それ故、核兵器は平和を維持するために不可欠でありつづけている」と述べている。米国によるNATO諸国の防衛における核兵器使用の保証に加えて、多数の国々(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)が、紛争時に受け入れ国が使用することが出来るという協定に従って米国の核兵器をその領域に受け入れ続けている。

北東アジアにおける米国の軍事同盟は、日本や韓国を核武装した周辺国――北朝鮮、中国、ロシア――の攻撃の脅威から守るために、米国が核兵器による威嚇や使用を行う可能性を提供している。今年5月の北朝鮮の核実験と進行中の弾道ミサイル実験プログラムは、地域における不安感を増大させ、安全保障戦略において核抑止を維持するという政治的要求を強化してきた。もし米国の核軍縮の速度が速すぎて日本や韓国を核兵器で守るという約束と能力が弱まるならば、日本や韓国内部の核武装計画を主張する政治勢力が力を増すかもしれない、という恐れが存在する。

米国の核の傘はまた太平洋の南西地域にも広げられているということは、あまり広く知られていない。第二次世界大戦の後、オーストラリアとニュージーランドは、日本あるいは東南アジア諸国からのあらゆる攻撃を恐れて、米国の核兵器による「保護」をもたらす米国との軍事同盟ANZUSに加盟した。ニュージーランドは1987年の法律によって核兵器を禁止した時に、核の傘を拒否した。しかしながら、オーストラリアは未

リア、そして現在は「核の傘」を否定しているニュージーランドである。この共同論文は、総会後ワシントンを訪問したPNNDメンバーによって米政府高官や議会関係者に配布された。また、短縮版を主要国際紙に投稿する準備が行われている。

論文は、拡大抑止が現在における国家安全保障に有益であるよりも有害であるとして、次のような5つの理由を掲げている。

- 1.現在の主要な安全保障問題とは気候変動、貧困、疾病の拡大、資源の枯渇、金融危機などであり、その解決には非軍事的な協力が不可欠である。拡大抑止のような挑発的アプローチはグローバルな協力を阻害する。
- 2.軍事的脅威が存続する場合においても、通常兵器による 対応の方が適している。核兵器は、テロリストに役立たな い。侵略やテロ防止には国連による集団的行動の方が効果 的である。
- 3.地域的な安全保障には核抑止よりも、国際的、及び地域的 安全保障機構や経済協力関係の方が有効である。
- 4.核兵器に依存するよりも、地域的に核兵器を禁止する方が、地域的な安全保障や信頼醸成に貢献する。非核兵器地帯によって法的拘束力のある核攻撃の禁止が得られるし、

対話のシステムを構築できる。

5.検証技術や国際法のシステムが発達しており、核軍縮に関する諸合意を検証・遵守することが、ますます可能になりつつある。核兵器禁止条約の交渉への道が開いているのであり、拡大抑止はこの道に不必要であるし、役立たない。

このような議論の説得力はますます強まるであろう。ベルギー上院で非核三原則の立法化が議論されたり<sup>4</sup>、米国の戦術核兵器をヨーロッパから撤去するよう求めるドイツ新政権の方針が伝えられている<sup>5</sup>。共同執筆者に日本と韓国のPNND議員が加わっていることは、北東アジア非核兵器地帯の設立を追求する私たちにとって、力強い手掛かりとなる。(権林宏道)**の** 

注

- 1 PNND日本は、グローバルなPNNDの日本支部として超党派に結成された。 8月末の総選挙でメンバーが大幅に変化したが、現在開会中の国会会期中に 総会を開催し、新しい役員体制が発足する予定。
- http://www.pnnd.jp/
- 2 本誌315-6号(08年11月15日)に抄訳と解説。
- 3 本誌312号(08年9月15日)に声明全訳。また、PNND日本の上記ウェブサイトには日本の議員の署名者名が掲載されている。
- 4 共同通信、09年10月15日
- 5 AFP、09年10月22日。また「ニューヨークタイムズ」09年10月29日。

だにそれを受け入れている。

冷戦の間、これらの拡大核抑止協定は、それらが緊張を激化させていたにもかかわらず、すべての関係国政府によって彼らの安全保障にとって有益なものと受け止められていた。米国はソビエト共産主義を封じ込めるための価値ある同盟国と海外軍事基地を手に入れた。同盟国は、ソ連やその他の大国からの脅威や実際の攻撃を予防したり反撃するときに、米国が助けてくれるという保証を受け取った。

冷戦の終結は安全保障環境を著しく変えた。しかしそれは、核の傘の下にあるすべての政府をして彼らの核兵器への依存を止めさせるには十分ではなかった。20世紀後期においても非核の安全保障メカニズムへの信頼は欠如したままだった。

しかし、最後の10年間に安全保障環境は多くの点で変化した。もはや安全保障上の必要を満たすために核兵器に依存するいかなる必要性もなくなっている。実際、核兵器への依存はいまや、安全保障上の脅威の解決法の一部としてではなく、むしろそれを永続させる問題の一つとして広く認識されている。その理由は数多くある。

第一に、21世紀における重要な安全保障問題は、国際的な協調と非軍事的な対応を要する非軍事的脅威である。これらの安全保障上の脅威には、気候変動、貧困、病気の広がり、資源の枯渇、金融危機などがある。核抑止の挑発的なアプローチは、これらの安全保障問題に対応するのに求められるグローバルな協調の助けになるよりもむしろ阻害する。

**第二に、**継続する軍事的脅威は非核の手段による方がより良く対応できる。核兵器

は内戦には何の役にも立たない。核兵器は テロリストを抑止することもできない。国際的な侵略行為は、核兵器の威嚇や使用よ りも、国連認可の下の集団的行動による方 がよりよく防ぐことができ、また対応する ことができる。そして、ならず者国家による 核攻撃の脅威もまた、国連の集団的な対応 か、あるいはもし必要なら通常兵器による 軍事力によって処理することができる。

第三に、地域的安全保障には、核抑止よりも、安全保障メカニズムと相互利益のある経済・貿易関係によってよりよく対応することができる。国際安全保障メカニズムには、国連安保理、国際司法裁判所、国際刑事裁判所、様々な軍備管理・軍縮条約などがある。欧州における地域的安全保障メカニズムには、欧州共同体(EU)、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州通常戦力条約、NATOパートナーシップ・プログラムなどがある。

第四に、地域における核兵器の禁止は地域的安全保障と信頼醸成を促進する。かつて核兵器が主要な役割を果たしていた多くの地域は、今や非核兵器地帯である(ラテンアメリカ、アフリカ、東南アジア、太平洋、中央アジア)。これらの地帯内の諸国は、核兵器がそれらの国々に対して使われないという核兵器国による保証と引き替えに、その領域内で核兵器を入手せず、あるいは受け入れない。核兵器使用の脅威から地域を解放することによる安全保障上の利益に加えて、非核兵器地帯は対話を促進し、追加的な協調的安全保障の提案に取り組むための関係国のフォーラムを提供してきた。

このタイプの安全保障の取り決めは、北東アジアで巧く機能するだろう。地域的な非核兵器地帯条約の下でなら、核兵器によって攻撃されないという――現在のところ、北朝鮮の重要な関心事である――法的

拘束力のある保証が北朝鮮に与えられるので、北朝鮮は現在よりも進んで核兵器を放棄する可能性がある。日本と韓国は、もし彼らが北朝鮮、中国、ロシアなどの隣国からの核攻撃の脅威に直面しないという拘束力ある保証を得るなら、進んで拡大核抑止を不要とするだろう。

中東、中欧そして北極でも非核兵器地帯の提案がある。それらはすべて安全を高め、それらの地域で核兵器の役割を引き下げ、あるいは取り除くだろう。中東の提案は、もしそれが中央アジア非核兵器地帯と同じように、国際原子力機関(IAEA)の追加議定書への加入を要求するものであれば、あるいはハンス・ブリクスと大量破壊兵器委員会が提案したようなウラン濃縮とプルトニウム抽出活動の禁止を含むようなものであれば、提案の支持者であるイランにも影響する可能性がある。

最後に、検証技術の発展と国際的な法的 メカニズムの発展(国際法の侵害に対する 個人の責任への適用拡大など)は今や、核軍 縮合意の遵守を適切に検証し確実にするこ とを可能にしている。これは、核兵器の規制 を強化し、その廃絶に導くような協定を交 渉する扉を開く。拡大核抑止はこのプロセ スにおいて不必要であり、なんらの有益な 役割も果たさない。

したがって、列国議会同盟(いくつかの核 兵器国を含む世界中の150の民主的政府を 代表している)は、非核兵器地帯の創設を支 援し、議員と議会に核兵器のない世界のた めの国連事務総長の5項目提案を積極的に 支援することを要求する決議を2009年4月 に採択した。政府と市民社会と共同して活 動する議会と議員は、その成功を確実にす ることができる。(訳:吉田遼、ピースデポ)

# 国連総会第1委員会 新政権初の 「核軍縮」日本決議 を採択 前例踏襲、

新味に乏しい内容

#### 今回も「漸進的・現実的」アプローチのみ

10月15日、日本政府は、第64会期国連総会第1委員会に対して「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」と題された決議案(A/C.1/64/L.36)を提出した。日本の核軍縮決議案は1994年以来毎年提出されており、今回が16度目で

ある。決議案の表題は、大幅改訂を伴いつつ「究極的核廃 絶に向けた核軍縮」(94年~)、「核兵器完全廃棄への道程」 (2000年~)と変遷してきた。「新たな決意」は、被爆60周年 の05年に導入された表題である。

日本決議は、核兵器廃絶を「現実的かつ漸進的な取り組みによって目指す」(外務省HP)いわゆる<ステップ・バイ・ステップ>アプローチと国際社会から「広い理解と支持」を得るという目的に沿って(同)毎年起草・提出され、幅広い支持を集めてきた。今年の第1委員会における採決は10月29日に行われ、過去最多の賛成で採択された」。

日本のアプローチは国際NGOの間でも一定の評価を得てきた。しかし一方では核兵器の非合法化への意欲や、廃絶に向けた包括的プラン、あるいは核兵器国への核軍縮義務の履行要求などの点で批判されてきた。

国連安保理における9月24日の首脳会議と安保理決議 1887 (本誌337号)、核軍縮を重要課題に掲げる日本の新 政権の誕生というかつてない新しい状況の中で今年の決 議案がどのような新基軸を打ちだすかが注目された。結論 的には、その期待に反して、決議案は「前例踏襲」の域を出 るものではなく、上記のような過去の決議案が批判を受け

⇒5ページ上段へ

資 料 ]

#### 核兵器完全廃棄に向けた 新たな決意 A/C.1/64/L.36 2009年10月15日提出、10月29日採択

共同提案国:アフガニスタン、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バングラディッシュ、ベルギー、ベニン、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、キプロス、チェコ、エルサルバドル、フィンランド、ドイツ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、カザフスタン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、ネパール、オランダ、パラオ、ペルー、フィリピン、セネガル、スロバキア、スロベニア、スイス、マセドニア、東チモール、ウガンダ、ウクライナ、タンザニア、米国、ザンビア

#### 総会は、

核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指し、すべての国が核兵器の完全廃棄に向け、さらなる実際的措置および効果的施策をとる必要性を想起し、そしてまたその実現への決意を新たにし、

軍縮の過程における各国の努力の究極の目標は、厳格かつ効果的な国際管理の下 に置かれた全面完全軍縮であることに留 意し、

2008年12月2日の決議63/73を想起し、 核戦争と核テロリズムを回避するため、 あらゆる努力がなされるべきであること を確信し、

核不拡散条約(NPT)\*が、国際的な不拡散体制の礎として、また、核軍縮ならびに核エネルギーの平和利用の追求における重要な基盤として決定的に重要であることを再確認し、日本の広島・長崎の被爆65周年に当たる2010年のNPT再検討会議に向けた第3回準備委員会の成果を歓迎し、日前会議を成功に導くことの重要性に

1995年NPT再検討・延長会議の決定及び 決議\*、ならびに2000年NPT再検討会議最 終文書\*を想起し、

国際の平和と安全の増進と核軍縮の促進とは相互に補強しあっていることを認識し、

核軍縮のさらなる進展は、国際的な核不 拡散体制の強化に資するものであり、これ はとりわけ国際の平和と安全に不可欠で あることを再確認し、

世界の核兵器の大半を現在保有している米口を筆頭に、加盟国の政治指導者からの具体的提案やイニシャティブによって強化されてきた、核兵器のない世界に向けた近年の世界的な軍縮の核軍縮気運を歓迎し、

核兵器のない世界というビジョンを確認した、2009年9月24日の核不拡散と核軍縮に関する安全保障理事会サミットの開催を歓迎し、

拡散ネットワークなどによる大量破壊 兵器、特に核兵器の拡散のために増大しつ つある危機について深く憂慮し、

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)に即時かつ無条件に6か国協議に復帰することを求め、協議の早期再開への強い支持をあらためて表明するとともに、DPRKによる2006年10月9日の核実験宣言に関する2006年10月14日の安保理決議1718(2006)ならびに2009年5月25日に実施された核実験に関する2009年6月12日の安保理決議1874(2009)を履行することの重要性を認識し、

- 1.全てのNPT締約国が、条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
- 2.効果的な条約再検討プロセスの重要性を 強調するとともに、2010年 NPT再検討会 議が成功裏に条約体制を強化し、条約の3 本柱全てにおいて効果的かつ実際的な措 置を確立するべく協力していくよう全て の締約国に求める。
- 3.NPTの普遍性の重要性を再確認し、また、同条約の未締約国に対し、遅滞無くかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを求めるとともに、同条約に加入するまでは条約の目標と意図を損なう行動を控え、同条約を支持する実際的な措置をとるよう求める。
- 4.全てのNPT締約国が同条約第6条の下で 誓約したあらゆる種類の核兵器の一層の 削減など、核軍縮への更なる措置を奨励 し、そしてまた、核兵器廃絶に向けた取 り組みの過程において、国際の安定を促 進し、全ての国にとって安全保障が損な われない形で、不可逆性、検証可能性、一 層の透明性をもたせることの重要性を 強調する。
- 5.透明性のある形で核兵器削減を実施するよう全ての核兵器国に求め、また、現在の核弾頭数など保有核兵器に関連し核兵器国が近年示している透明性向上について留意しつつ、全ての核兵器国が透明性及び信頼醸成の諸措置に合意することを求める。
- 6.近年の進展を歓迎しつつ、ロシアと米国に戦略攻撃力削減条約(SORT)\*下の義務を完全に履行し、2009年に失効する戦略兵器削減条約(START)に続く法的拘束力のある後継条約の締結を含め、一層の透明性をもって核軍縮のさらなる措置を実行するよう奨励する。
- 7.各国が、核兵器関連物質の削減に寄与すべく、国際協調の枠組みの中で引き続き 努力するよう奨励する。
- 8.核兵器国に対し、核兵器の偶発的あるいは無許可発射の危険を低下させ、また、国際の安定と安全を促進する形で、核兵器システムの作戦上の地位を一層低下させることを求める。
- 9.国際の安定を促進し、かつ全ての国に とっての安全保障が損なわれないとの原 則に基づく方法で、核兵器使用の危険性 を最小化し全面廃棄の過程を促進するた

めに、安全保障政策における核兵器の役割を縮小させる必要性を強調する。

- 10.CTBT\*の早期発効および普遍化のために、同条約の未署名・未批准国に対し早期に署名・批准するよう要請し、同条約が発効するまでの間、核爆発実験の既存のモラトリアムを維持することの重要性を強調し、CTBTの遵守を保証するために必要となる国際監視システムなど、CTBT検証体制の継続的な整備の重要性を再確認する。
- 11.ジュネーブ軍縮会議(CD)が2009年会期の作業計画\*を採択したことを歓迎するとともに、世界的な核軍縮気運の増大とCDでの議論における進展ならびに積極的関与を充分に考慮しつつ、CDに2010年1月に召集する会議において実質作業を開始するよう求める。
- 12. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)交渉の即時開始と早期妥結を要求し、全ての核兵器国及びNPT非締約国に対し、同条約発効までの間、全ての核兵器用核分裂性物質あるいは他の核爆発装置の生産モラトリアムを宣言することを求める。
- 13.全ての国家に対し、核兵器及びその他の 大量破壊兵器、並びにその運搬手段の拡 散を防止し抑制するための努力を倍化さ せることを求める。
- 14.核テロリズム防止の重要性を強調するとともに、すべての脆弱な核及び放射性物質の安全を確保するためにあらゆる努力を払うことを奨励する。
- 15.国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置協定及び、1997年5月15日にIAEA理事会で承認された、IAEAと各国との間の保障措置適用のための協定のモデル追加議定書\*の普遍化、さらに、国連安保理決議1540(2004年4月28日)の完全実施など、不拡散への更なる努力の重要性を強調する。
- 16.全ての国家に対し、第57回国連総会に 提出された軍縮・不拡散教育に関する国 連事務総長報告書\*にある勧告を適切に 実行に移すための具体的活動に着手す ること、またこの目的のために実施され てきた努力に関する情報を自発的に共有 することを奨励する。
- 17.核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 (ICNND)を含め、核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が建設的役割を担っていくことを奨励する。
- 18.第65回国連総会の暫定的議題に、「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」と題された項目を含めることを決議する。(訳:ピースデポ)
  - ※印には参照するべき文書の名称等が 記載されているが省略した。

#### ⇒3ページから

てきた課題における前進もほとんど見出すことはできない。新政権発足から一月余り、新しい方向性を熟慮するには決定的に時間が不足していたというのが現実であろう。

#### 米「共同提案」の両面性

決議案の全訳を**資料1 (4ページ)**に示す。目を引く新しい点は、提案時の共同提案国(41か国)に初めて米国が名を連ねたことである。米国は、クリントン政権時代の2000年に日本決議案に賛成したことがあるものの、ブッシュ政権(01~08年)においては一貫して反対票を投じてきた。08年10月26日「投票説明」「において、米国は日本決議案を「バランスの取れた現実的なもの」と評価しつつ、唯一、CTBTを支持していることが、米国の不支持政策と相容れないことを反対投票の理由としてきた。

オバマ政権がCTBT批准と早期発効を公約したことから、米国が賛成に転じることは確実と見られていた。それが一気に「共同提案」に転じたことは、たしかに一面では歓迎されるべきことであろう。

しかし一方では、米国を含む核兵器国の核軍縮義務の履行要求の弱い決議案が、「バランスのとれた現実的」な案と

して評価されてきたことを考えれば、米国の提案参加は 日本決議の進歩性の欠如の証左でもある。決議を注意深 く読めばそのことは明らかである。

#### 見えない「核兵器ゼロ」への意欲と道筋

例えば次のような問題は容易に指摘できる。

#### ◎語られない核兵器「ゼロ」への道

前文で国連安保理サミットと決議を「歓迎」しているが、それを活かした行動への意欲はほとんど伝わってこない。また、前文は全面核軍縮を「究極の目標」と呼ぶことによって、核兵器廃絶の目標実現を時間軸上も遠ざけている。さらに米口の核軍縮交渉が「始まり」にすぎないこと、したがって米口以外の核兵器国が交渉に参加する必要があることも明記されていない。また米口交渉の枠外に置かれている「非戦略核の削減」に対する言及がないことも重要な欠落である。主文第4節は「あらゆる種類の核兵器のさらなる削減」という抽象的表現にとどまっている。

#### ○ヒロシマ、ナガサキを繰り返さない決意は?

日本が起草する決議であれば、これは当然冒頭に置かれるべきことがらである。この決意に基づく「核兵器使用の禁止の規範化」についてはどの条文でも言及されてい

至計 2

### 核兵器のない世界へ: 核軍縮に関する誓約の履行を加速する A/C.1/64/L.54

2009年10月19日提出、10月27日採択

**共同提案国:**ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン

#### 総会は、

2008年12月2日の決議63/58を想起し、 核兵器使用の可能性によって人類がさら されている脅威を、繰り返し深く憂慮し、

とりわけ2009年9月24日に開催された 核不拡散及び核軍縮に関する安全保障理事 会首脳会議において、国際的な指導者有志 が表明した核問題への関心の表明を、満足 を持って留意し、また、これと関連して、核 兵器のない世界の実現に向けた具体的、透 明、検証可能でかつ不可逆的な歩みの重要 性を強調し、

核軍縮と核不拡散は相互に補強し合う過程であって、両面における緊急かつ不可逆的な前進が求められていることを再確認

核軍縮及び核不拡散の目標に向けた前進には、包括的核実験禁止条約\*の早期発効が引き続き死活的に重要であることを認識するとともに、レバノン、リベリア、マラウイ、モザンビーク並びにセントビンセントおよびグレナディーン諸島による最近の同条約批准を歓迎し、

2000年NPT再検討会議がその最終文書において、とりわけ非核兵器地帯を設立することが「世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献する」との確信を再確認したことを想起し、

2009年3月21日の中央アジア非核兵器 地帯条約の発効、及び2009年7月5日のアフ リカにおける非核兵器地帯を設立するペリンダバ条約の発効を歓迎するとともに、これらの重要な前進に引き続く、他の地域、とりわけ中東における非核兵器地帯創出のための国際的な協調した努力を期待し、

1995年NPT再検討・延長会議で採択された「条約再検討プロセスの強化」、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」、「核不拡散条約(NPT)の延長」と題された諸決定、ならびに中東に関する決議、および2000年NPT再検討会議の最終文書を想起し、

また、NPT第6条に基づく誓約にしたがい、核兵器国が核軍縮へと繋がる保有核兵器の完全廃棄を達成すると明確に約束したことを想起し、

ロシア連邦大統領及びアメリカ合衆国大 統領による最近の声明で表明された、戦略 兵器削減条約の後継条約に向けた進捗を歓 迎し、

また、2010年のNPT再検討会議に向けて、暫定議題と議事構成に関連する決定を採択した第3回準備委員会の成果を歓迎し、

- 1. 核軍縮及び不拡散を達成するために、 NPT\*の中心的役割及びその普遍性の重要性を引き続き強調し、すべての締約国にその責任を尊重するよう強く求める。
- 2.すべての国に対し、核軍縮と核不拡散に 関する誓約を完全に順守するよう、また、 新たな核軍備競争を誘発したり、それに 結びついたりするようないかなる行為も おこなわないよう求める。
- 3.2000年NPT再検討会議\*\*の成果によって 核軍縮に向けた体系的かつ前進的な努力 の枠組みが作られたことを再確認すると ともに、核兵器国に対してそこで合意さ れた実際的措置の履行を加速し、それに よってより安全な世界を作ることに貢献 するよう改めて要求する。
- 4. すべての締結国に対し、NPTの普遍性の

- 達成に向けて最大限の努力を払うよう繰り返し求めるとともに、インド、イスラエル、パキスタンに対して非核兵器国として早急かつ無条件に条約に加盟するよう求める。
- 5. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、NPT からの脱退声明を撤回し、IAEAとの協力 を再確立するとともに、平和的手段による朝鮮半島の非核化を実現するとの認識 をもって6か国協議に復帰するよう強く 求める。
- 6. すべてのNPT加盟国に対して、2010年 NPT再検討会議の成功と建設的成果を確かなものとするための努力を惜しまないよう求める。
- 7.2010NPT再検討会議の成果は、1995年 及び2000年の同会議の積極的成果の上に 達成され、これら会議の成果の具体的な 履行に重要な貢献をなし、核兵器のない 世界という目標を推進し、すべての側面 においてNPTを強化し、NPTの完全履行と 普遍化に貢献するものでなければならな いことを強調する。
- 8. NPTの全加盟国に対して、1995年の再検 討会議で採択された中東決議の全面的履 行のために努力するよう求める。
- 9. またCD (軍縮会議)の全参加国に対して、2009年5月29日の作業計画採択を導いた 気運を持続させるため、同会議の積極的 進展を追求し、2010年会期の開始と時を 同じくして実質的の作業を早期開始する 努力を惜しまないことを求める。
- 10. 第65回会合の暫定議題に「核兵器のない世界へ核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含め、現存する決議の履行状況を同会合で点検することを決定する。(訳:ピースデポ)

※印には参照するべき文書の名称等が 記載されているが省略した。 ない。前文は「広島・長崎の被爆65周年」2010年のNPT再検討会議の成功の重要性と強調するが、このままでは被爆者の思いには答えられないだけでなく、被爆国日本の「道義的責任」(安保理サミットにおける鳩山演説)を引き受けてゆくことは難しいであろう。

#### ◎「非核兵器地帯」への言及なし

安保理サミットでの鳩山演説が「非核兵器地帯」の意義 を強調した(本誌前号)ことから、決議案でも何らかの言及 があるものと期待された。10月14日のテーマ別討論にお いて、日本代表は先の鳩山演説を引きながら、「ペリンダバ 条約と中央アジア非核兵器地帯条約の発効」を歓迎し、「中 東非大量破壊兵器地帯」設立を支持した3。この主張との整 合性においても、決議案に「北東アジア」を視野に入れた非 核兵器地帯の拡大の必要性を強調する一節が導入されて しかるべきであった。しかし「非核兵器地帯条約」の言葉は 決議案にはない。その重要な要素である「法的拘束力のあ る消極的安全保証(NSA)」に対する日本政府内部にある誤 解、懐疑論や北朝鮮の核・ミサイルに対する整理されてい ない脅威認識に配慮した結果であろうと思われる。しか し、9月24日の安保理決議1887が、前文で非核兵器地帯の 意義を再確認していることを思えば、日本決議案に言及が ないことは極めて残念である。

#### 米国はNAC決議案には反対

日本決議と好対照なのが「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する履行を加速する」と題されたNAC決議(5ページ・資料2に全訳)である。NAC決議は例年どおり、核兵器国によって過去のNPT再検討会議においてなされた誓約の履

行を強く求める内容である。ここでいう誓約とは、1995年の文書「原則と目標」に示された「核削減への体系的かつ前進的な努力」と、2000年最終合意が示した核兵器国による「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」を含む「実際的措置」」である。

10月27日(現地時間)に行われた投票において、米国はNAC決議案に08年につづいて反対票を投じた。米代表団による投票理由説明がは、NAC構成国との折衝を行ったが、「米国が受諾可能な修正に合意することはできなかった」とするだけで、具体的な投票理由は明らかにしていない。しかし、NAC決議案が主文2で「新たな軍拡競争を誘発したり、それに結びついたりするようないかなる行為も行わない」として、MDや核兵器の近代化を批判していると解釈しうること、核兵器国のNPT2000年合意の履行の加速を要求している(主文3)ことに加え、印パと並んでイスラエルを名指して「非核国としてのNPT無条件加盟」を求めている(主文4)ことなどが理由として推測される。

米国が日本決議案を評価した理由は、このことからも明らかであろう。(湯浅一郎、田巻一彦) **(** 

#### 注

- 1 賛成:170、反対2 (インド、北朝鮮)、棄権8 (仏、中国など)。
- 2 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/EOV/USL58.pdf
- 3 須田 明夫·軍縮会議日本政府代表部大使。www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com/09/statements/14Oct\_Japan.pdf
- 4 核軍縮に関する13項目とNPT第7条関係の2項目(法的拘束力のある消極的安全保保証、非核地帯の設置)を、ピースデポは(13+2項目)と呼んでいる。詳細は「核軍縮:日本の成績表 NPT (13+2)項目に関する評価」2005年版参照。www.peacedepot.org/e-news/nd/engfinalreport2005.pdf
- 5 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com09/eov/USL54.pdf

### 核持込み密約問題への視座(3)

# 「密約解明」の次には 「非核三原則」厳格化の対米交渉を

#### 変化の兆し―高知県への外務省回答

9月26日付け各紙によれば、10月7日に予定された米救難艦「セーフガード」の高知港入港に対して、「高知県の港湾における非核平和利用に関する決議」(97年12月19日、県議会)に基づき県が行った核搭載に関する照会に対して、外務省は次のように答えた。「艦船に搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、政府として疑いを有していない」。外務省はメディアに対してこの回答は岡田外相による「核持ち込み密約」に関する調査命令(前号参照)を踏まえたものであり、「より真実に近い回答である」と説明している。尾崎正直高知県知事はこの回答を受けて、「外交問題については外務省を信頼する」として、岸壁の使用申請に対して申請を許可した。(なお、同艦入港は台風の影響を理由に中止された)。

「セーフガード」は核兵器搭載の可能性のない艦船であり、県の照会も「念のために行った」(高知県広報資料 No.00017193)ものであったとはいえ、外務省が自らの見

解として「非核」を確認したことは従来の姿勢から一歩前進するものであった。

#### 74年の「政府見解し

自治体からの照会に対する従来の外務省の回答といえば、「米から事前協議が行われない以上、核兵器は搭載されていない」というものであった。この論理が政府から公式に示されたのは、1974年9月10日の米下院原子力委員会におけるジーン・ラロック元海軍少将の証言「を巡って沸騰した国会論戦の中である。

同年10月7日に示された「政府見解」を囲みに示す。「核 持込み密約」はこの「政府見解」の第1項に反するものに他 ならなかったことは前号で論じたとおりである。加えて米 の「肯定も否定もしない」(NCND)政策を「当然のもの」とし て受け入れた第2項によって、政府は「非核三原則」の順守 を検証する意志がないことを明らかにしたのである。74年 の国会では次のような答弁が繰り返された。「…日米安保

#### ラロック証言に対する政府見解 (1974年10月7日、二階堂進官房長官)

- 1.核兵器のわが国への持ち込みは事前協議の対象とされており、安保条約に伴う交換公文に示されている約束を履行することは米国の安全保障条約実施上の義務であり、この条約が日米両国の信頼関係に基づくものである以上、政府としてこの約束が履行されていることについて何らの疑いも有していたい
- 2.米国の個々の艦艇が核兵器を搭載しているかどうかは、米国の軍事上の機密に関わることであり、軍事上の機密を保持する立場から個々の核兵器の所在については一切明らかにせず、その所在について否定も肯定もされていない。わが国政府としては、個々の核兵器の所在についてチェックする立場にないし、またかかる米国政府の立場を当然のものと考えている。

条約は日米間の信頼に基本的な基盤を置いております。そういう意味からいたしまして、私どもは、この日米間において事前協議がない限り核の持ち込みはない、(略)この米政府の言明をわれわれはあくまで信頼する、こういう立場に終始しております。」(74年10月14日、衆議院外務委員会における木村俊夫外相の答弁)。

この見解が30年以上にわたって維持されてきたのである。自治体への「非核」の回答は74年の政府見解の第1項を言葉を変えて繰り返すものであった。

9月25日の「セーフガード」に関する外務省の回答はそこから脱却する第1歩といえる。新政権はこれにとどまらず、74年「政府見解」を公式に撤回し、それに代わる包括的で系統的な「非核三原則」と「事前協議」に関する運用方針を確立するべきである。

#### 厳格な「非核三原則」のための対米交渉を

「密約」調査が「過去の歴史的事実」の暴露にとどまってはならないことは言うまでもない。調査結果を受けて新政権がなすべきことは、「密約」を破棄する意思を米国に伝え、核搭載艦船・航空機の日本領海、領空の通過と寄港(母港化を含む)、着陸を含めた事前協議制度によって保証された厳格な「非核三原則」を確認するための対米交渉を行うことである。これこそが鳩山首相が国連安保理首脳会議で誓った「核兵器による攻撃を受けた唯一の国」としての「非核三原則の堅持」方針(本誌前号参照)を偽りなく実行するために不可欠な行動である。

カート・キャンベル米国務次官補は、9月21日の記者会見で、核密約問題については米国はすでに情報を公開しており、これはもっぱら日本の内政問題であるとして、「現在の核兵器問題にリンクさせるべきではない」と語った。次官補はさらに「密約」は冷戦下における日米交渉の一部であった」との見解を述べた<sup>2</sup>。冷戦が終結して20年が経ったた今、密約を継続する理由はない。対米交渉は困難を伴うであろうが、新政権は毅然と、粘り強く日米交渉に臨むべきである。

まちがってもしてはいけないのは、「密約」を追認し、「二・五原則」を公的なものにするという「現実的選択」である。これは「ブッシュ宣言」(本誌第336号参照)後の状況を考えれば当面の実質的な影響は小さいといえるかもしれない。しかしそれは、依然核トマホーク能力を有している攻撃型原潜や、同宣言の対象外である戦略核兵器搭載潜水艦・航空機の寄港が将来にわたり不問に付されることを意味する。のみならず、「非核二・五原則」からのの脱却は後述

するように、6か国協議が目指してきた「朝鮮半島の検証可能な非核化」、ひいては新政権が公約している「北東アジアの非核化」にとっては絶対必要条件である。

#### NCND政策は変わり得る

対米交渉における隘路となるのは、事前協議と米国のNCND政策との関係であることは間違いない。これは、米国の積年の政策を変更するという困難な課題である。しかし、日本に限定して同政策を適用除外するという政策を引き出すことも決して不可能ではない。事実米国は、NCND政策を地域を特定して適用を止めた前例を持っている。2005年9月19日に発表された「第4回6か国協議に関する共同声明」。において、米国は「朝鮮半島において核兵器を持っていないこと」を確認し、韓国政府は「その領域内に核兵器が存在しない」ことを再確認した。これは6者協議の目標が「平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化」であるという合意の一環としてなされた確認であった。

必要なことは、非核三原則が、日本一国の問題ではなく、 朝鮮半島と北東アジアの核軍縮と非核化の不可欠の要素 であるという論理を鮮明にすることである。この立場から 理を尽くした説得を行えば、米国から「日本に寄港する軍 艦、航空機は非核である」という言明をを引き出すことは 充分に可能だと思われる。

#### 朝鮮半島、北東アジアの非核化の必要条件

「6か国協議」が北朝鮮の「離脱宣言」(09年4月14日)によって中断される直前の議題は「検証問題」であった<sup>4</sup>。この時北朝鮮は次のように主張していた。「韓国及びその周辺に米国の核兵器が存在しないこと、また米国の核兵器の新たな輸送通過が検証せれなければならない。この検証と北朝鮮の誓約履行の検証は同時になされなければならない。これが『行動対行動』の原則である」<sup>5</sup>。北朝鮮のこの主張は協議の議題とはならなかったように見受けられる。しかし北朝鮮の非核化という最終目標を達成するためには、寄港する軍艦や航空機の非核の検証が、「6か国協議」の形態をとらずともやがては差し迫った議題となるであろう。

これは「北東アジア非核兵器地帯」においても検証問題 における懸案となる。

ピースデポの「北東アジア非核兵器地帯モデル条約案」の最新の草案(08年12月13日)<sup>6</sup>には、「核搭載艦船・航空機の寄港、一時通過などを原則禁止する」という案と次の代替案が並記されている。「無害通航権などによらずに核搭載艦船または航空機の寄港、着陸または一時通過をさせようとする場合には当該地帯内国家に許可を得るため、事前に協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる」。

いずれの案においても事前協議によって裏付けられた「非核三原則」の保証は、検証を伴う「非核兵器地帯」のための必須の要件であることに変わりはない。(田巻一彦) **①** 

注

- 1 証言の要点は、①自らの経験上、核兵器積載"能力"を持つ艦船は、核兵器 を"積載している"、②それらが他の国の港に入るときも核兵器をはずす ことはない、というものであった。
- 2 www.state.gov/p/eap/rls/rm/2009/09/129444.htm
- 3 イアブック「核軍縮・平和2006」(ピースデポ)に全訳。
- 4 本誌第314号(08年10月15日)、第315•6号(08年11月15日)。
- 5 08年8月26日、北朝鮮外務省スポークスマンの談話。
- 6 本誌第318号(08年12月15日)。

# 日誌

2009.10.6~10.20

作成:塚田晋一郎

CTBT=包括的核実験禁止条約/IAEA=国際原子 力機関/ICNND=核不拡散・核軍縮に関する国際 委員会/START=戦略兵器削減条約

- ●10月7日 モレル米国防総省報道官、開発中の地下貫通型大型爆弾(MOP、約15トン)を「数か月で配備可能」との見通しを述べる。
- ●10月8日 岡田外相、米「核脅威イニシアチブ」共同議長のナン元米上院軍事委員長と外務省で会談。核軍縮に関し意見交換。
- ●10月8月 平野官房長官、オバマ米大統領の 11月来日の日程を発表。広島・長崎への訪問は スケジュール的に難しいと述べる。
- ●10月9日 ノーベル賞委員会、オバマ米大統領への09年ノーベル平和賞授与を発表。「核兵器のない世界への理念と取り組み」を評価。
- ●10月9日 鳩山首相、就任後初の韓国訪問。青 瓦台で李大統領と会談。北朝鮮核問題の包括的 解決や、東アジア共同体構想で一致。
- ●10月10日 パキスタン国軍総司令部を武装 集団が襲撃。「パキスタン・タリバン運動」が犯 行声明。
- ●10月11日 秋葉広島市長と田上長崎市長、 2020年オリンピックの招致を目指し、両市共 同の招致検討委員会設置を発表。
- ●10月13日 クリントン米国務長官とラブロフ露外相がモスクワで会談。START後継条約の年内合意を目指すことを確認。
- ●10月13日 インド、核搭載可能な地対地弾道 ミサイル「プリトビⅡ」2発の実験に成功。
- ●10月13日 ICNND共同議長の川口元外相、長崎原爆資料館で会見。核保有国に先制不使用を求めることに否定的な見解を示す。
- ●10月13日 米ジョージ・ワシントン大国家安全保障公文書館、米情報公開法で入手した日米核密約に関する米政府文書を公開。
- ●10月13日 カンボジア下院、「大量破壊兵器禁止法」を可決。生物・化学・核・放射能兵器の製造・保有・使用・輸送を禁止。
- ●10月14日付 パトルシェフ露国家安全保障会議書記、新軍事ドクトリンで、核先制使用の条件を緩和し、地域紛争へも拡大する方針。
- ●10月15日 日本政府、国連総会第1委員会に

アボリション・ジャパンMLに参加を

で、ご注意ください。)

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp にメールをお送りください。本文は必要ありま

せん。(Yahoo! グループのM L に移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますの

核廃絶決議案を提出。16年連続。初めて加わった米を含む41か国の共同提案。(本号参照)

- ●10月15日 国連総会第1委員会で米政府代表 が演説。同国の保有核を「2012年までに01年比 で半減させる」と述べる。
- ●10月15日 ベルギーのマフー上院議員、議会 に同国の非核化法案を提出。核兵器の製造・保有・持ち込みなどを禁止。
- ●10月16日 パキスタン軍、「パキスタン・タリバン運動」の拠点のある北西部族地域南ワジリスタン地区での地上掃討作戦を開始。
- ●10月18日 岡田外相、核保有国による核先制 不使用への支持を表明。米にも求めていく意向 を示す。
- ●10月19日 核問題をめぐるイランと米仏露 との協議がIAEA本部で開始(~20日)。
- ●10月20日 イランのモッタキ外相、ウラン濃縮活動について「イランは絶対に権利をあきらめない」と述べ、継続する考えを強調。
- ●10月20日 岡田外相、ゲーツ米国防長官と外 務省で会談。核兵器先制不使用について政府内 で検討中と述べる。
- ●10月20日 ICNND広島会合閉幕(17日~)。エバンズ、川口両議長が記者会見。報告書の行動計画に核兵器廃絶の目標年次を盛り込まず。

#### 沖縄

- ●10月6日 伊波宜野湾市長、外務省に武正副 大臣を訪ね、普天間基地の早期返還やグアム移 転など基地負担軽減を求める要請書を手渡す。
- ●10月7日 伊波宜野湾市長、北沢防衛相と野官房副長官を訪ね、普天間基地の早期返還や辺野古への移転反対などの要請書を手渡す。
- ●10月9日 基地建設に反対を訴える名護市辺野古の海辺での市民の座り込みが2000日に。
- ●10月9日 首相官邸で、普天間移設に関する 外務、防衛、官房、沖縄担当の4閣僚による第2回 非公式協議。
- ●10月9日 北沢防衛相、2010年度予算概算要求で、普天間移設関連費用は前年度同額を「仮置き」にする方針を明らかに。
- ●10月9日 嘉手納基地に在韓米軍のF16戦闘機6機が飛来。
- ●10月12日 長島防衛政務官、キャンベル米国 務次官補と防衛省で会談。次官補は普天間移設 に関し、「11月のオバマ大統領の来日までに実 質的な進展があることを望む」と述べる。
- ●10月13日 北沢防衛相、普天間移設のオバマ 大統領訪日前の方針決着は困難との見方。
- ●10月13日 鳩山首相、普天間移設の環境アセス準備書に対する知事意見を受け、知事だけで

#### はなく県民の総意を聞く必要性を示す。

- ●10月13日 08年8月に放射能漏れが発覚した 米原潜ヒューストンがホワイトビーチに寄港。
- ●10月14日 普天間爆音訴訟の控訴審で、福岡 高裁那覇支部の裁判長らが現地調査を実施。
- ●10月14日 民主党県連の喜納代表ら、北沢防衛相に対し、沖縄防衛局によるヘリパッド建設に反対する高江住民ら14人に対する妨害禁止の仮処分の申し立てを取り下げるよう要請。
- ●10月15日 鳩山首相、普天間移設で「一番気になっているのは県民の思い。多少時間がかかっても結論を出していきたい」との方針。
- ●10月16日 仲井真知事、鳩山首相の普天間移 設の結論先送り方針に対し「まず県民の意見を 確認というのは順序が逆」と不快感を示す。
- ●10月17日 米原潜ヒューストン、ホワイト ビーチに寄港。
- ●10月17日 井上防衛省地方協力局長、過去に 普天間移設先として浮上した伊江島補助飛行 場、嘉手納弾薬庫地区、勝連半島沖を視察。
- ●10月18日 井上防衛省局長、過去に普天間移 設先として浮上した下地島空港を視察。
- ●10月19日 岡田外相とゲーツ米国防長官が 外務省で会談。長官、普天間の辺野古移設を定 めた日米合意の早期履行を強く求める。
- ●10月20日 在沖米軍機の民間地墜落事故を 想定した日米合同図上訓練を牧港補給地区で 実施。内閣官房、県警、消防と在沖米4軍が参加。
- ●10月20日 伊波宜野湾市長、普天間爆音訴訟 の控訴審第5回口頭弁論での証人尋問で、米軍 機墜落の危険性や騒音被害などを証言。

#### 今号の略語

CD=ジュネーブ軍縮会議

CTBT=包括的核実験禁止条約

EU=欧州連合

FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約

IAEA=国際原子力機関

NAC=新アジェンダ連合

NATO=北大西洋条約機構

NCND=(米) 肯定も否定もしない(政 策)

NPR=(米)核態勢見直し

NSA=消極的安全保証

OSCE=欧州安全保障協力

PNND=核軍縮·不拡散議員連盟

SORT=戦略攻撃力削減条約

START=戦略兵器削減条約

### ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org>、梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd>-pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

#### 宛名ラベルメッセージについて

●会員番号 (6 桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村 桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、 大田伊杜子、鄭美香、塚田夢笙、津留佐和子、中村和子、吉田 遼、梅林宏道

書: 秦莞二郎